

## 市立伊丹病院諸料金請求書兼領収書広告取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市立伊丹病院広告掲載要項（平成20年10月1日施行）の規定に基づき、市立伊丹病院（以下「病院」という。）が諸料金請求書兼領収書（以下「領収書」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 領収書に掲載できる広告は、品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民及び患者サービスに不利益を与えない中立性のあるものとし、社会的に高い信用性と信頼性のあるものでなければならない。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 医療機関及び薬局
- (2) 保険会社、損害保険会社
- (3) 墓地及び墓石若しくは葬祭関係事業等に関するもの
- (4) たばこに関するもの
- (5) アルコールに関するもの
- (6) ギャンブルに関するもの
- (7) 暴力的不法行為を行うおそれがある組織
- (8) 人権侵害、差別、名誉毀損その他のひぼう、中傷又は排斥を含む広告
- (9) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種の広告
- (10) 消費者金融に関するもの
- (11) 興信所若しくは探偵事務所等の広告
- (12) 青少年保護や健全育成の観点から適切でない広告
- (13) マルチ商法、投機の商品を扱うもの、誇大表示、不当表示、出資金の募集広告等、消費者保護の観点から適切でないと認めるもの
- (14) 病院が推奨しているような誤解を与える表現の広告
- (15) 通信販売に関するもの
- (16) 社会問題化している事例で、消費者保護の観点から適切でないと判断されるもの
- (17) 体制の不備又は業態に問題がある企業等の広告
- (18) 責任の所在が明確でない広告
- (19) 社会的に不適切な広告
- (20) 国内世論が大きく分かれている広告
- (21) 地方税を滞納しているもの
- (22) その他伊丹市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が掲載を不適当と認める  
広告

(広告掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、領収書の裏面のうち管理者が指定する場所とする。

(広告の大きさ、掲載料等)

第5条 広告の大きさ、掲載料等は、次のとおりとする。

1 枠の大きさ	枠数	色数	1 枠当たりの掲載料
縦 6 cm×横 8 cm以内	6 枠	1 色 (青色)	43, 200円 (消費税及び地方消費税を含む)

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載単位は、原則として100, 000枚を1単位とする。

(募集の方法)

第7条 管理者は、発行の都度、募集期間等の必要事項を定め、これを病院ホームページ等に掲載して広告掲載を希望する事業者等を募るものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望するものは、次の各号に掲げる様式等を病院に提出しなければならない。

- (1) 市立伊丹病院領収書広告掲載申込書 (様式第1号) (広告案を含む。)
- (2) 商業登記簿謄本の写し
- (3) 営業許可証等、事業等を行うにあたり必要な主務官庁発行の許可証又はその写し
- (4) 伊丹市税の納付義務があるものは、伊丹市税等の納付に関する調査承諾書 (様式第3号) 又、伊丹市税の納付義務がないものについては、納付義務がないことについての申立書 (様式第4号)

(掲載決定等)

第9条 管理者は、前項の規定により広告掲載の申込みを受け付けたときは、その可否を決定し、市立伊丹病院領収書広告掲載 (不掲載) 決定通知書 (様式2号) を掲載希望者に通知しなければならない。

2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者 (以下「広告主」という。) は、管理者が指定する期日までに、掲載しようという広告の版下に準ずる電子データを提出しなければならない。広告原稿について写真を使用する場合は、あらかじめ当該写真について、写真製版の処理をした上で、提出するものとする。

この場合において、当該電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

3 前条の規定により掲載希望件数が募集枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

4 病院は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、広告主に修正を求めることができる。

(掲載料金の納入)

第10条 広告主は、広告掲載料を管理者の指定する期日までに、一括納付しなければならない

らない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取り消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告の掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 管理者が修正の必要があると認めた場合であって、その広告内容の変更に応じないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が領収書への掲載が、適切でないと判断したとき

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてについて権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者からの広告に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任と負担において解決するものとする。

4 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、伊丹市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第3号）など各種法令を遵守するものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなかったときは、広告掲載料の全額を還付するものとする。

(その他)

第14条 前条に定めるもののほか、広告に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。